（第１号様式）

HOKKAIDO WOOD ロゴマーク使用届出書

届出年月日　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用責任者  [法人・個人] |  | | | |
| 住所・所在地 |  | | | |
| 連絡先 | 電話 | | FAX | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ(法人の場合は代表ｱﾄﾞﾚｽ) | | | |
| 使用目的 |  | | | |
| 使用・表示方法 |  | | | |
| 製品や製品のパッケージに使用する場合は、製品名を明記してください。 | | | |
|  | | | |
| 使用期間 | （使用開始希望日）  　　　　　　年　　月　　日 | ～ | | （使用終了日）  　　　　　　年　　月　　日 |
| 留意事項 | □以下の事項について了承します。  ・ロゴマークの著作権は道産木材製品販路拡大協議会に帰属します。使用者がロゴマークを独占的に使用することはできません。  ・使用者は、第三者にロゴマークを使用させることはできません。  ・ロゴマークは、使用者の事業あるいはそれらに係る商品の品質やサービス等の内容などを保証するものではありません。  ・HOKKAIDO WOODロゴマーク使用取扱規程等に反してロゴマークを使用し、協議会から使用方法の遵守や使用の停止を求められた場合は、使用者は速やかにその指示に従います。  ・ロゴマークの使用に関する問題が生じた場合、使用者が速やかに対処する責任を負い、道産木材製品販路拡大協議会は一切の責任を負いません。 | | | |
| 事務担当者 | 所属 | | | |
| 氏名 | | | |
| 電話 | | FAX | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | | | |

※参考として、使用デザイン案と会社等の概要が分かる資料をいただく場合があります。

※届出は、使用開始希望日の２週間前までに行ってください。不適合の場合は、使用開始希望日前日までに協議会から通知します。不適合の通知がなければ、届出の使用開始希望日から、ロゴマーク又はキャッチフレーズを無償で使用できます。

※ロゴマークのデータは、ホームページからＰＤＦデータを各自取得してください。ＰＤＦデータ以外の形式（ＪＰＥＧ又はＡＩデータ）を希望する場合は、別途ご連絡ください。

※使用開始後、ロゴマークの使用状況を写真等により協議会に報告してください。

記載例

HOKKAIDO WOOD ロゴマーク使用届出書

使用開始希望日の２週間前までに届出してください。→

届出年月日　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用責任者  [法人・個人] | ※ロゴマークの使用にあたっての責任者を記載してください。  　なお、必ずしも代表取締役社長等の代表者である必要はありません。  　例）株式会社 北海道商事　代表取締役社長　北海太郎 | | | |
| 住所・所在地 | 〒○○○－△△△△  北海道札幌市中央区北○条西△丁目×× | | | |
| 連絡先 | 電話　○○○―△△△―□□□□ | | | FAX　○○○―△△△―□□□□ |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ(法人の場合は代表ｱﾄﾞﾚｽ)　hokkai@△△△△.jp | | | |
| 使用目的 | ※どのような目的でロゴマークを使用するかを簡潔に記載してください。  例１）　道産木材製品を取り扱っている北海道企業としてのイメージを広く定着させるため。  例２）　自社製品が道産木材を使用していることをPRし、他製品との差別化を図るため。  例３）　道産木材製品を広くPRして販路拡大を図るため。 | | | |
| 使用・表示方法 | ※ロゴマークをどのように使用・表示するかを具体的に記載してください。  例１）　会社案内用パンフレット○部及びホームページ、社員用名刺に使用  例２）　自社製品の表面及びパッケージ○千枚に印刷して表示  例３）　自社の販促グッズ（ボールペン○本）の表面に印刷して表示 | | | |
| 製品や製品のパッケージに使用する場合は、製品名を明記してください。 | | | |
| ※上記の 例２ のような場合には、具体的な製品名を記載してください。複数記載していただいて構いません。 | | | |
| 使用期間 | （使用開始希望日）  　　　R１年　５月　　○日 | ～ | | （使用終了日）  　　R３年　３月　３１日  終了日未定の場合は「未定」と記載してください。 |
| 留意事項  留意事項の内容を  よく確認の上、了承する場合は✔してください。 | ☑以下の事項について了承します。  ・ロゴマークの著作権は道産木材製品販路拡大協議会に帰属します。使用者がロゴマークを独占的に使用することはできません。  ・使用者は、第三者にロゴマークを使用させることはできません。  ・ロゴマークは、使用者の事業あるいはそれらに係る商品の品質やサービス等の内容などを保証するものではありません。  ・HOKKAIDO WOODロゴマーク使用取扱規程等に反してロゴマークを使用し、協議会から使用方法の遵守や使用の停止を求められた場合は、使用者は速やかにその指示に従います。  ・ロゴマークの使用に関する問題が生じた場合、使用者が速やかに対処する責任を負い、道産木材製品販路拡大協議会は一切の責任を負いません。 | | | |
| 事務担当者 | 所属　株式会社 北海道商事　営業部 | | | |
| 氏名　北海　花子 | | | |
| 電話　○○○―△△△―□□□□ | | FAX　○○○―△△△―□□□□ | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　hokkai.hanako@○○○.jp | | | |